

平成28年度 文教委員会資料③

【所管事務の調査（報告）】

客引き行為等防止重点区域の指定に関するパブリックコメントの実施について

- 資料1 客引き行為等防止重点区域の指定について
- 資料2 客引き行為等防止重点区域案
- 資料3 パブリックコメント手続用資料
- 参考資料 川崎市客引き行為等の防止に関する条例

市 民 文 化 局

(平成28年5月25日)

客引き行為等防止重点区域の指定について

1 川崎市客引き行為等の防止に関する条例の概要

(1) 条例の目的

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市では、これらの行為を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

(2) 規制対象となる行為（客引き行為等）

公共の場所において行われる次の行為（条例第2条第1号参照）

ア 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

イ 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

ウ 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

エ 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(3) 施行期日

条例は、平成28年4月1日から施行しており、重点区域（後述2（2）参照）における客引き行為等の禁止、違反者に対する指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、同年9月1日から施行します。

2 重点区域の指定

(1) 実態調査

○ 市内主要駅周辺の繁華街における客引き行為等の状況（単位：人）

調査日	業種別	川崎駅東口周辺			川崎駅西口周辺			武蔵小杉駅・新丸子駅周辺			武蔵溝ノ口駅周辺			登戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺			新百合ヶ丘駅周辺			合計
		18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	
平日	客引き（居酒屋、カラオケ店等）	52	62	114	0	0	0	2	2	4	13	16	29	8	5	13	0	0	0	160
	客引き（風俗店等）	3	45	48	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	49
	スカウト	9	1	10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	11
	計	64	108	172	0	0	0	2	2	4	13	18	31	8	5	13	0	0	0	220
休前日	客引き（居酒屋、カラオケ店等）	49	47	96	0	0	0	3	8	11	21	23	44	4	0	4	0	0	0	155
	客引き（風俗店等）	4	79	83	0	0	0	0	0	0	4	1	5	2	0	2	0	0	0	90
	スカウト	5	0	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	10
	計	58	126	184	0	0	0	3	8	11	29	25	54	6	0	6	0	0	0	255

※ 平成27年4月～6月の平日及び休前日に、市内主要駅周辺の繁華街で客引き行為等について目視により調査

※ 合計は、各区域の小計を合算したもの

※ 客引き（風俗店等）及びスカウトは、風営法又は県条例の規制対象

(2) 重点区域

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定します。重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

（条例第6条～第12条、第15条参照）

(3) 指定する区域

（1）の実態調査の結果、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、当該区域を重点区域として指定します。

なお、重点区域の指定に当たっては、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴取することとなっており、当該区域の重点区域指定については当該区域内の商店街関係者や警察等から構成される川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会から御意見をいただいております。実態調査の結果及び区域内の事業者等の関係団体の御意見を踏まえて重点区域案を策定いたしました。（資料2参照）

3 今後の取組

(1) 周知・啓発

条例施行後、市は、商店街や警察等他機関との連携により啓発キャンペーンやパトロールを実施するなどして客引き行為等防止対策を推進しており、重点区域指定後も、その他の区域も含めて引き続き商店街や警察等他機関との連携により、条例について周知・啓発活動を行い、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ってまいります。



商店街、警察等との連携による客引き防止パレード
（平成28年4月1日）

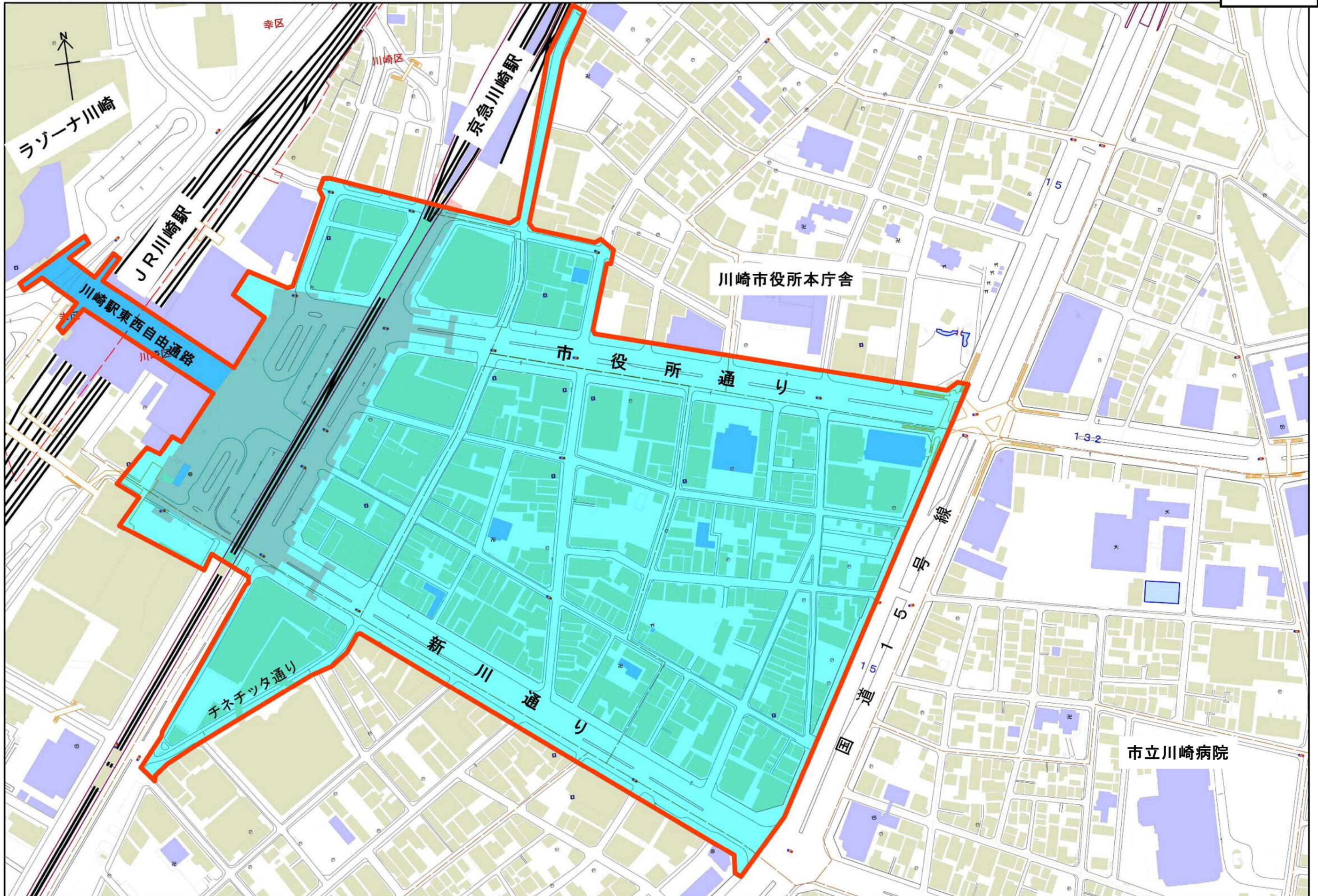
(2) 違反行為に対する指導等

平成28年9月1日から重点区域内での客引き行為等は禁止となり、重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者は、指導、勧告、命令の対象となり、命令に従わない者については、罰則が適用され、公表の対象となることから、重点区域における罰則の適用等について十分な周知・啓発を行います。

4 今後のスケジュール

パブリックコメント実施
パブリックコメント実施結果報告（文教委員会）
重点区域告示・パブリックコメント結果公表
条例全部施行・重点区域告示施行

平成28年6月6日（月）～7月5日（火）
平成28年7月中旬～下旬
平成28年7月下旬
平成28年9月1日



パブリックコメント手続用資料

客引き行為等防止重点区域の指定について御意見をお寄せください

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市では、これらの客引き行為等を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定し、重点区域での客引き行為等の防止に取り組んでいくこととしており、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域に指定し、当該区域における客引き行為等防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域指定案について市民その他関係者の皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成28（2016）年6月6日（月）～7月5日（火）

※ 郵送の場合は、平成28年7月5日（火）付けの消印まで有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール（<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント手続）」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

(3) 持参

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課事務室
（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）

※ 持参の場合は、開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）にお越しください。

(4) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

市民文化局市民生活部地域安全推進課

電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869

1 条例の概要

(1) 条例の目的

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市では、これらの行為を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

(2) 規制対象となる行為（客引き行為等）

公共の場所において行われる次の行為

- ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行等を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為
- イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
- ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行等を妨げるような態様で、風俗営業等の業務に従事するよう言動によって勧誘する行為
- エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(3) 施行期日

条例は、平成28年4月1日から施行しており、重点区域における客引き行為等の禁止、違反者に対する指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、同年9月1日から施行します。

2 重点区域の指定

(1) 実態調査

○ 市内主要駅周辺の繁華街における客引き行為等の状況（単位：人）

調査日	業種別	川崎駅東口周辺			川崎駅西口周辺			武蔵小杉駅・新丸子駅周辺			武蔵溝ノ口駅周辺			登戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺			新百合ヶ丘駅周辺			合計
		18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	
平日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	52	62	114	0	0	0	2	2	4	13	16	29	8	5	13	0	0	0	160
	客引き (風俗店等)	3	45	48	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	49
	スカウト	9	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11
	計	64	108	172	0	0	0	2	2	4	13	18	31	8	5	13	0	0	0	220
休前日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	49	47	96	0	0	0	3	8	11	21	23	44	4	0	4	0	0	0	155
	客引き (風俗店等)	4	79	83	0	0	0	0	0	0	4	1	5	2	0	2	0	0	0	90
	スカウト	5	0	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	10
	計	58	126	184	0	0	0	3	8	11	29	25	54	6	0	6	0	0	0	255

※ 平成27年4月～6月の平日及び休前日に、市内主要駅周辺の繁華街で客引き行為等について目視により調査

※ 合計は、各区域の小計を合算したもの

※ 客引き（風俗店等）及びスカウトは、風営法又は県条例の規制対象

(2) 重点区域

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定します。重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

(3) 指定する区域

(1)の実態調査の結果、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、当該区域を重点区域として指定します。

なお、重点区域の指定に当たっては、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴取することとなっており、当該区域の重点区域指定については当該区域内の商店街関係者や警察等から構成される川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会から御意見をいただいております。実態調査の結果及び区域内の事業者等の関係団体の御意見を踏まえて重点区域案を策定いたしました。（別紙参照）

3 今後の取組

(1) 周知・啓発

条例施行後、市は、商店街や警察等他機関との連携により啓発キャンペーンやパトロールを実施するなどして客引き行為等防止対策を推進しており、重点区域指定後も、その他の区域も含めて引き続き商店街や警察等他機関との連携により、条例について周知・啓発活動を行い、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ってまいります。

(2) 違反行為に対する指導等

平成28年9月1日から重点区域内での客引き行為等は禁止となり、重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者は、指導、勧告、命令の対象となり、命令に従わない者については、罰則が適用され、公表の対象となることから、重点区域における罰則の適用等について十分な周知・啓発を行います。



商店街、警察等との連携による客引き防止パレード
(平成28年4月1日)

4 今後のスケジュール

パブリックコメント実施

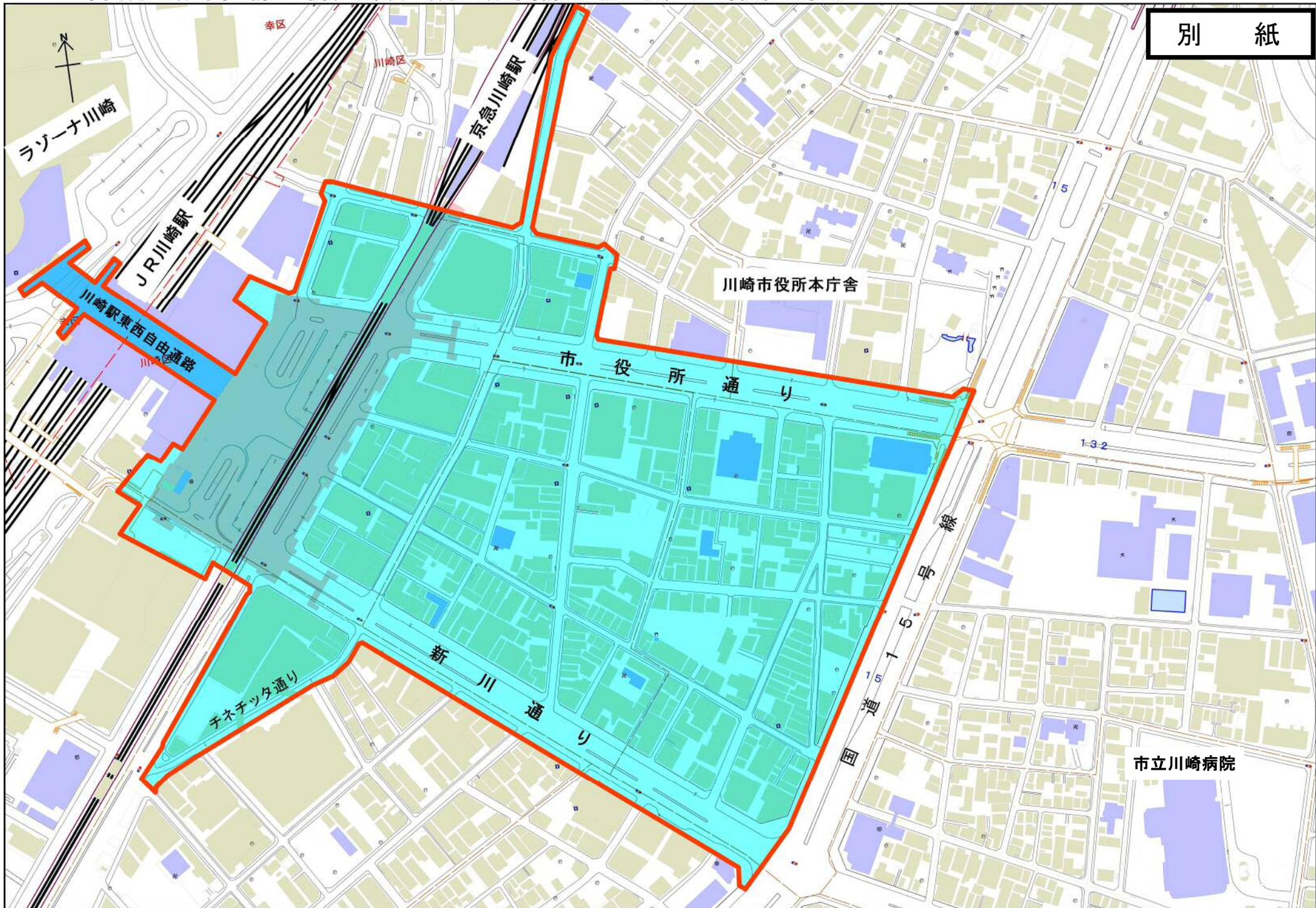
重点区域告示・パブリックコメント結果公表

条例全部施行・重点区域告示施行

平成28年 6月 6日(月)～ 7月 5日(火)

平成28年 7月下旬

平成28年 9月 1日



議案第16号

川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定について

川崎市客引き行為等の防止に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月15日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって安心して快適な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、広場、駅その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追随し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち

塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

(7) 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

(4) 歡樂的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 本市の区域内で事業活動を行う者又はその従事者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するために必要があると認めるときは、神奈川県その他の関係行政機関又は関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第4条 事業者等は、客引き行為等をし、又はさせることがないよう努めるとともに、市が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力しなければならない。

（客引き行為等防止重点区域の指定等）

第6条 市長は、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することが

できる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

（重点区域の指定の変更等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（重点区域における客引き行為等の禁止）

第8条 事業者等は、重点区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

（指導）

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、違反行為を中止するよう指導することができる。

（勧告）

第10条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（命令）

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所又は店舗の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(情報の提供)

第13条 市は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、神奈川県その他の関係行政機関に対し、違反行為をした者に関する情報その他の客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第11条の規定による市長の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条から第12条まで及び第15条の規定は、同年9月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって安心して快適な地域社会の実現に資することを目的として、この条例を制定するものである。